ウィズシード・ホスピタリティ・マネジメント株式会社　人権方針

ウィズシード・ホスピタリティ・マネジメント株式会社は、企業理念に掲げる「WITH ともに CEED 進もう」のもとで、関わるすべてのクライアント、ビジネスパートナー、お客様、従業員、その家族…すべての仲間たちと共に、ひとつずつ確かな歩を進め、しあわせな笑顔とかがやく未来を創ります。また、ウィズシード・ホスピタリティ・マネジメント株式会社 行動指針において、人権や個人の尊厳を害する差別やハラスメントの排除を求めています。

ウィズシード・ホスピタリティ・マネジメント株式会社の事業活動に関わるすべての方の人権を尊重し、かつすべての人の尊厳と自由と権利について平等であることを意識し、企業活動全体において、人権を尊重する責任を果たすため、人権方針を策定いたします。

1.　人権尊重に関する約束

ウィズシード・ホスピタリティ・マネジメント株式会社は、「国際人権章典」および「労働における基本的原則及び権利に関する宣言に挙げられた ILO 中核的労働基準」に表明されている人権を尊重します。また、「国連ビジネスと人権に関する指導原則」を支持し、事業活動においてその実践に向けて取り組みます。

2.　適用範囲

本方針は、ウィズシード・ホスピタリティ・マネジメント株式会社のすべての役員、すべての従業員に適用します。また、ウィズシード・ホスピタリティ・マネジメント株式会社のビジネスパートナー、サプライヤー、すべてのステークホルダーの皆様にも本方針にご理解をいただき、人権尊重が実践されることを期待します。

3.　事業活動における人権尊重

ウィズシード・ホスピタリティ・マネジメント株式会社は、事業活動を行う上で、以下の人権課題が重要な項目と認識しています。なお、この重点項目は、社会情勢の変化等を鑑み、適宜見直します。

- すべての人が平等であるという原則に基づき、人種、国籍、性別、出身地、性的指向、性自認、性表現、年齢、宗教、信条、障がいの有無等による差別を禁止し、すべての個人が公平に扱われ、尊重される環境を提供します。
- あらゆる形態のハラスメントは容認しません。また、不公平な扱いもしません。
- 強制労働を禁止します。雇用は自由意志によるものでなくてはならず、労働を強制することはありません。

- 児童労働を禁止します。その国の雇用の法的な最低年齢または義務教育の就学年齢に満たない者を雇用することはありません。

4. 救済・是正

ウィズシード・ホスピタリティ・マネジメント株式会社は、事業活動を通じて生じる人権への負の影響を特定し、防止・軽減に努めます。また事業活動において人権に対する負の影響を引き起こしたことが明らかになった場合には、速やかにその是正と適切な方法でその救済に取り組みます。

5. 教育

ウィズシード・ホスピタリティ・マネジメント株式会社は、役員および従業員に対し、本方針が理解され、実践される為に必要な教育・啓発を行います。

6. ステークホルダーとの対話・協議

ウィズシード・ホスピタリティ・マネジメント株式会社は、人権尊重の取り組みの向上と改善に向けて、外部の専門知識を活用するとともに、関連するステークホルダーとの対話や協議を行います。

7. 情報開示

ウィズシード・ホスピタリティ・マネジメント株式会社は、人権尊重の取り組みについてWEB サイト等を通して、適切に情報を開示してまいります。

（2025 年 5 月 8 日制定）
（2026 年 8 月 19 日改定）